

萩市告示第3号

萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年萩市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、平成20年8月15日付け萩市告示第57号により告示した屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域について、次のとおり変更する。

平成31年1月31日

萩市長 藤 道 健



8 条例第3条第15号の規定により指定する地域に次の1号を加える。

(5) 一般国道191号と県道萩城趾線との交差点